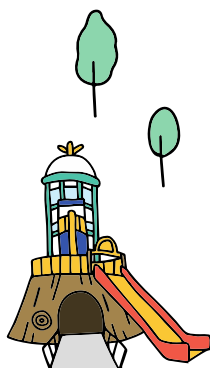
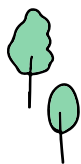
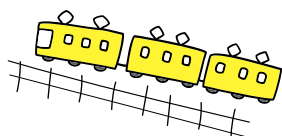


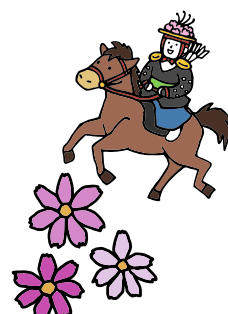
東員町こども計画

(令和7年度～令和11年度)

こどもの未来を育むまち東員



令和7年3月
東員町



計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

令和5年4月に、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行するとともに、「こども家庭庁」が発足されました。「こども基本法」においては、こどもを「心身の発達の過程にある者」と定義し、18歳や20歳といった特定の年齢で必要なサポートが途切れることなく、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるよう、すべてのこども・若者の成長を地域社会全体で支援していくことが求められています。

本町ではこれまで、国や県の動向を踏まえながら「第2期東員町子ども・子育て支援事業計画」を令和2年3月に策定し、子育て支援施策に取り組んできました。前計画が令和6年度をもって計画期間を満了することに伴い、社会情勢の変化や国の法制度の変更、本町の状況や前計画の進捗状況を踏まえ、新たに「東員町こども計画」を策定し、切れ目のないこども・子育て支援の充実に加え、本町に住む若者世代への支援に向けた取組を進め、本町における「こどもまんなか社会*」の実現に向けたこども施策の推進に取り組めます。

*こどもまんなか社会

全てのこども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づく「市町村こども計画」です。

また、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法に基づく「子どもの貧困対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を含めます。

加えて、「東員町総合計画」を最上位計画とし、「東員町地域福祉計画」、「東員町障がい者計画」、「東員町障害福祉計画・東員町障害児福祉計画」等の各種関連計画との整合を図るものとします。

3 計画の期間

本計画に内包する子ども・子育て支援事業計画は5年ごとに見直しを行うこととなっているため、計画期間は令和7年度から令和11年度の5年間とします。

なお、中間年となる令和9年度に計画の中間見直しを行います。

計画/年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
こども計画	第2期 子ども・子育て支援事業計画					こども計画				

4 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、庁内関係各課の担当で構成される「計画策定ワーキング会議」、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、こどもの保護者等で構成される「東員町子ども・子育て会議」において審議を行いました。

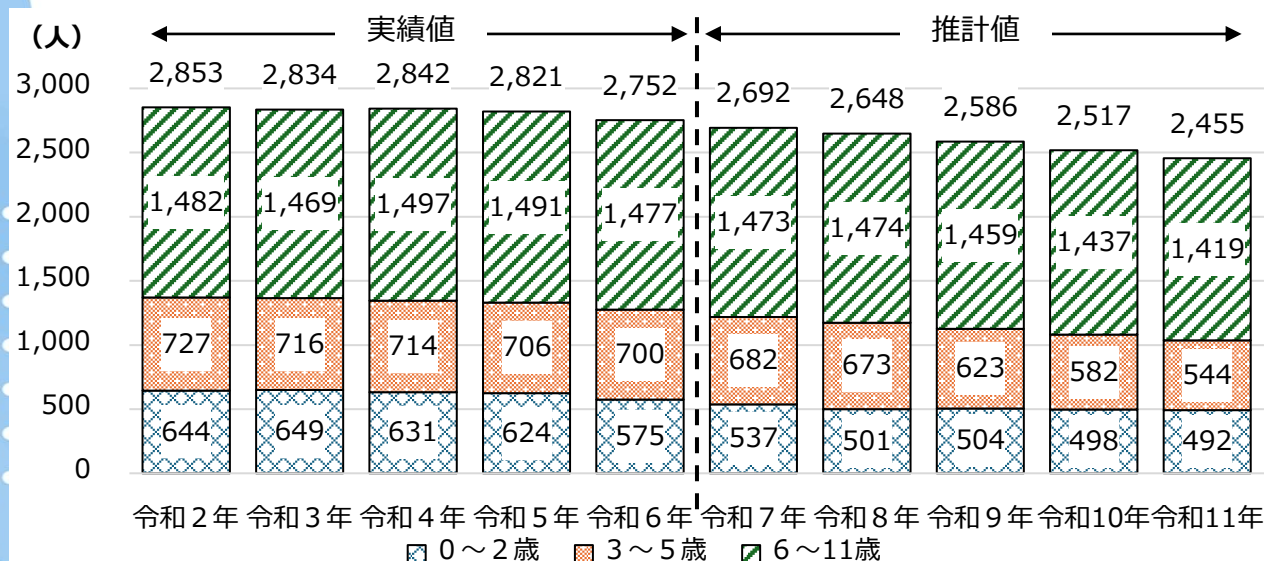
また、就学前児童の保護者、小学生の保護者を対象として、「子ども・子育て支援事業に関するアンケート」を行うとともに、町内に住む小学生、中学生、高校生を対象に「こどもの声アンケート」を、町内に住む 19～39 歳の町民を対象に「若者に関するアンケート調査」をそれぞれ実施し、子ども・若者からの意見聴取を行いました。

さらに、幅広く町民の意見を集め、計画案に対する町民の意見を伺うため、パブリックコメントを実施しました。

事業、調査等	参加者・対象者等	役割
東員町子ども・子育て会議	こどもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験を有する者、関係行政機関の職員等	こども計画の検討
計画策定ワーキング会議	庁内関係各課の担当者	
東員町子ども・子育てに関するアンケート	・就学前児童の保護者 ・小学生の保護者	子育ての実態把握、就労意向やサービスの利用意向等の把握等
東員町こどもの声アンケート	・町立小学校に通う小学 1 年生～6 年生 ・町立中学校に通う中学 1 年生～3 年生 ・東員町に在住する高校 1 年生～高校 3 年生	こどもの権利保障の状況、こどもの生活に関する意識についての実態把握等
東員町若者に関するアンケート調査	東員町に在住する 19～39 歳の町民	若者世代の実態、若者世代が抱える不安・悩みや将来に関する考え、町へのニーズの把握等
パブリックコメント	町民	こども計画案への意見提出

5 こどもの推計人口

本町のこどもの人口（0～11 歳）の推移をみると、減少を続けており、令和 6 年では 2,752 人となっています。令和 7 年以降も減少を続けると予想され、計画最終年である令和 11 年では 2,455 人になると見込まれます。



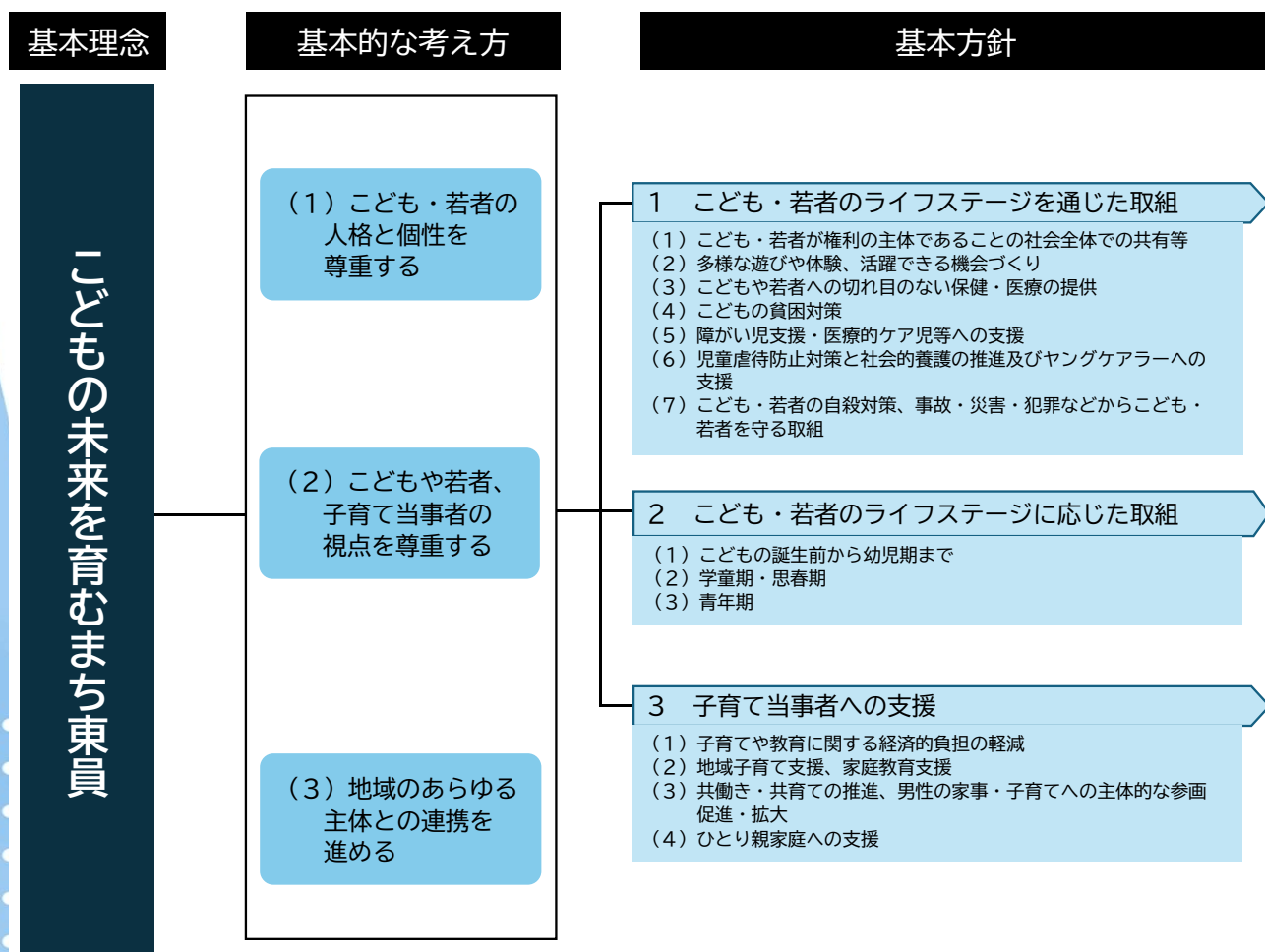
計画の基本理念と施策体系

1 基本理念

第3期子ども・子育て支援事業計画を包含する形で本計画を策定するにあたり、引き続き「こどもの最善の利益」の実現を第一に考え、こどもたちの発達段階に応じた確かな学力・豊かな心・健やかな体の3つの「生きる力」を、保護者と地域の方々とともに育み、本町に住むこどもたち一人一人が未来に向けて健やかに育っていくことができるよう、前計画の基本理念を引き継ぎ、基本理念を次のとおり定めます。

こどもの未来を育むまち東員

2 施策体系



施策の展開

1 こども・若者のライフステージを通じた取組

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	こども基本法、こどもの権利条約等の趣旨・内容について普及啓発に取り組み、こどもや若者が権利の主体であることを広く周知します。
(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	年齢や発達に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びの機会や場を創出します。
(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	妊娠・出産、不妊、産後ケア等のライフイベントを通じ、切れ目のない支援を実施します。
(4) こどもの貧困対策	生活の安定に向けた支援、家庭の状況に関わらない質の高い教育や学習機会の提供等、貧困の解消に向けた取組を社会全体で推進します。
(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	障がいのあるこども・若者等の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、発達や将来の自立、社会参加を支援します。
(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化、社会的養護を必要とする全てのこどもへの適切な支援、ヤングケアラーへの必要な支援を行います。
(7) こども・若者の自殺対策、事故・災害・犯罪などからこども・若者を守る取組	こども・若者への自殺対策をはじめ交通安全対策、防災対策、防犯対策等を推進します。また、こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進します。

2 こども・若者のライフステージに応じた取組

(1) こどもの誕生前から幼児期まで	妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保に努めるとともに、幼児期までのこどもたちが安全・安心な環境の中で健やかに成長できるように取り組みます。
(2) 学童期・思春期	心身が大きく成長する学童期・思春期のこどもたちが安心して過ごせる居場所づくりに取り組むとともに、本町の特徴を生かした教育の推進に努めます。
(3) 青年期	本町で過ごす若者が希望するキャリアを選択できるよう、修学支援、就労支援、結婚支援を推進します。

3 子育て当事者への支援

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	妊娠・出産・子育てにかかる支援給付や幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を実施します。
(2) 地域子育て支援、家庭教育支援	地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。また、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。
(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	夫婦が協力して子育てし、職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進します。女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備を進めます。
(4) ひとり親家庭への支援	経済的支援のほか、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組みます。当事者の声を取り入れ、当事者に寄り添った相談支援を行います。

数値目標の設定

基本理念及び本町における「こどもまんなか社会」の実現に向けた達成状況をはかるため、以下の項目を評価指標として設定します。

評価指標名	現状値（R 6年度）	目標値（R11 年度）
東員町は「こどもまんなか社会」に向かっていると思う若者の割合	23.1%	30.0%
東員町がこどもや若者が希望を持って暮らしていくことができるまちだと思う若者の割合	56.3%	60.0%
この地域で子育てをしたいと思う親の割合 （4 か月健診～3 歳児健診で調査）	96.8%	98.0%
新生児聴覚スクリーニング検査の受診率 （乳幼児の健康診査の充実）	58.0%	70.0%
妊娠後期面談の実施率 （相談体制の充実）	88.2%（R5）	90.0%
保健に関する各種講座における父親の参加割合	56.0%	70.0%
気軽に相談できる人がいないと答えた人の割合（就学前）	5.3%	3.0%
「みんなと一歩ずつ未来に向かっていく東員町子どもの権利条例」の認知度（こどもの権利の尊重）	61.2%	70.0%
中学生を対象とした自殺対策予防講座の開催回数 （こども・若者の自殺対策の推進）	2 回	2 回
こどもカレッジ受講者数（延べ人数） （自然体験学習などの推進）	こどもカレッジ 194 人(R5) ネイチャークラブ 98 人（R5）	こどもカレッジ 210 人 ネイチャークラブ 110 人
児童（0 歳～15 歳）貸出冊数（読書活動の充実）	43,558 冊(R5)	47,000 冊
放課後子ども教室参加者数（延べ人数） （放課後子ども教室の推進）	未実施（R7 実施）	100 人

子ども・子育て支援事業の展開

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について、保護者へのニーズ調査結果や利用実績等に基づき算定した、令和7年度から令和11年度の量の見込みと確保方策は以下のとおりです。

1 教育・保育事業

単位：人（年間実利用者数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
教育ニーズ：1号認定（3歳以上）					
①量の見込み	191	189	174	163	152
②確保方策	191	189	174	163	152
保育ニーズ：2号認定（3歳以上）					
①量の見込み	441	436	404	378	353
②確保方策	441	436	404	378	353
保育ニーズ：3号認定（0歳児）					
①量の見込み	26	26	26	25	25
②確保方策	26	26	26	25	25
保育ニーズ：3号認定（1歳児、2歳児）					
①量の見込み	172	155	157	155	153
1歳児	69	72	71	70	69
2歳児	103	83	86	85	84
②確保方策	172	155	157	155	153

2 地域子ども・子育て支援事業（抜粋）

上段：量の見込み 下段：確保方策

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業	箇所 (実施箇所数)	2	2	2	2	2
		2	2	2	2	2
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業)	人 (月当たり延べ利用人数)	553	536	559	573	585
		553	536	559	573	585
妊婦健康診査事業	人 (年間延べ利用回数)	2,020	1,991	1,968	1,945	1,918
		2,020	1,991	1,968	1,945	1,918
乳児家庭全戸訪問事業	人 (年間実訪問者数)	148	146	145	143	141
		148	146	145	143	141
養育支援訪問事業	件 (年間実訪問件数)	1	1	1	1	1
		1	1	1	1	1
子育て世帯訪問支援事業	件 (年間実訪問件数)	6	6	6	6	6
		6	6	6	6	6
子育て短期支援事業	人 (年間延べ利用者数)	12	12	12	12	12
		12	12	12	12	12
ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	人 (年間延べ利用者数)	394	388	379	369	359
		394	388	379	369	359

上段：量の見込み 下段：確保方策

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
一時預かり事業（幼稚園型）	人	0	0	0	0	0
	(年間延べ利用者数)	0	0	0	0	0
一時預かり事業（幼稚園型を除く）	人	122	118	113	108	104
	(年間延べ利用者数)	122	118	113	108	104
延長保育事業	人	115	111	107	102	98
	(年間実利用者数)	115	111	107	102	98
病児・病後児保育事業	人	24	23	22	21	20
	(年間延べ利用者数)	24	23	22	21	20
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	人	420	462	508	558	613
	(年間実利用者数)	420	462	508	558	613
妊婦等包括相談支援事業	人	420	414	411	405	399
	(年間延べ利用者数)	420	414	411	405	399
産後ケア事業	人	139	139	139	132	132
	(年間延べ利用者数)	139	139	139	132	132

3 こども誰でも通園制度

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業、乳児等のための支援給付）については、令和8年度からの実施に向けて準備を進めます。量の見込みと確保方策は以下のとおりです。

上段：量の見込み 下段：確保方策

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	人		1	1	4	4
	(1時間当たり必要定員数)		1	1	4	4
1歳児	人		2	2	6	6
	(1時間当たり必要定員数)		2	2	6	6
2歳児	人		1	2	5	5
	(1時間当たり必要定員数)		1	2	5	5
合計	人		4	5	15	15
	(1時間当たり必要定員数)		4	5	15	15

若者支援事業の展開

これまで「子ども・子育て支援事業計画」を通してこどもや子育て家庭への支援を行ってきましたが、本計画の策定にあたり、これまでのこども・子育て支援に加えて、若者への支援の充実を図るため、若者支援事業の展開に向けた準備を進めます。

東員町こども計画（令和7年度～令和11年度）

【概要版】令和7年3月 東員町